

## 宮崎中央農業協同組合に対する警告について

平成11年2月12日

公正取引委員会

公正取引委員会は、宮崎中央農業協同組合（以下「宮崎中央農協」という。）に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、本日、宮崎中央農協に対し、取引先卸売業者との農業用生産資材の取引について、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項（拘束条件付取引）に該当）の規定に違反するおそれがあるとして警告を行った。

警告の概要は、以下のとおりである。

### 1 関係人の概要

名 称 宮崎中央農業協同組合  
所在地 宮崎市丸島町1番17号  
代表者 代表理事 中村 眞澄  
設立年月日 平成9年2月1日

### 2 農業用生産資材について

本件の対象品目となっている農業用生産資材は、肥料、飼料、農薬のほか、種苗、施設ハウス、ビニールなどの生産資材である。

宮崎中央農協は、管内において組合員農家が購入する農業用生産資材の大部分を供給している。

### 3 警告の概要

宮崎中央農協は、農業用生産資材の取引に関し、取引先卸売業者との間で組合員農家等と直接取引しないことを内容とする商品売買基本契約書を締結し、当該取引先卸売業者と組合員農家等との取引を不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑いがある行為が認められた。

上記の行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項に該当）の規定に違反するおそれがあることから、当委員会は、宮崎中央農協に対し、今後、このような行為を行わないよう厳重に警告するとともに、本警告に基づいて採った措置を報告するよう求めた。

(問い合わせ先) 公正取引委員会事務総局九州事務所 第二審査課

電話092-431-6034 (直通)

[公正取引委員会事務総局審査局 第二審査 電話03-3581-3384 (直通)]

インターネット・ホームページ：<http://www.jftc.admix.go.jp>

〔参考〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔昭和二十二年四月一四日〕  
法律第五四号

〔定義〕

第二条

④ この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

〔不正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

不正な取引方法（抄）

〔昭和五七年六月一八日〕  
公正取引委員会告示第一五号

（拘束条件付取引）

13 前二項に該当する行為（排他条件付取引及び再販売価格の拘束）のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。